

■ 包括同意基準に該当する場合 ■

＜建築計画の検討＞

法第53条の2第1項第3号の許可事前相談

＜事前相談書の提出＞

許認可準備会議

包括同意基準案件  
(建築審査会への提案 不要)

回答

2  
週間  
程度

許可申請

宅地造成許可・道路の位置指定の事前審査済・狭あい道路協議・建築協定等諸手続き

＜道路状空地の事前整備＞

＜許可申請書の提出＞

道路状空地の整備確認

消防同意

許可（許可通知書交付）

2  
〜  
3  
週間  
程度

建築確認申請

＜〇〇〇＞

申請者

■ 包括同意基準に該当しない場合 ■

< 建築計画の検討 >

法第53条の2第1項第3号の許可事前相談

2  
週間  
程度

< 事前相談書の提出 >

許認可準備会議

建築審査会案件  
(建築審査会への提案 必要)

回答

建築幹事会事前会議

< 建築幹事会用図書の提出 >

建築幹事会

1  
か月  
程度

許可申請

< 狭あい道路協議・建築協定等諸手続き >

< 許可申請書の提出 >

案件確定会議

< 建築審査会用図書の提出 >

建築審査会

同意

1  
か月  
程度

宅地造成の許可、道路位置指定事前審査済

< 空地の整備 >

道路状空地の整備確認

消防同意

許可 (許可通知書交付)

2  
〜  
3  
週間  
程度

建築確認申請

< ○○○ >

申請者

### <建築計画の検討>

- ・地区計画等及び建築協定の区域内並びにその隣接地等かどうかの確認
- ・前面道路種別、幅員の確認
- ・建築基準法 ・横浜市建築基準条例 ・宅地造成等規制法 ・都市計画法 ・その他関係法令等のチェック

## 法第53条の2第1項第3号の許可事前相談

### <事前相談書の提出> 許認可準備会議の1週間前まで

- ・建築許認可事前相談票（1部）に、必要書類を添付して提出してください。  
添付書類：事前相談・許可申請書添付書類チェックリスト参照

### <許認可準備会議> 原則毎週水曜日午後開催

- ・許可基準を満たしているか、包括同意基準に該当するか等を判断します。

## 建築幹事会までの流れ

### <建築幹事会事前会議> 原則第4水曜日開催

- ・翌月の建築幹事会に付議できるかを判断します。
- ・提出図書
  - ①建築幹事会用図書(案) 1部（A3判、「包括同意基準に該当しない許可を受ける方へ」参照）
  - ②許可申請概要書 1部

### <建築幹事会用図書の提出> 建築幹事会の10日前まで

- ・提出図書
  - ①建築幹事会用図書 20部（A3判、「包括同意基準に該当しない許可を受ける方へ」参照）
  - ②許可申請概要書 20部

### <建築幹事会> 原則月一回開催

- ・計画について幹事より指摘を受けます。

## 許可申請

### <許可申請書の提出> 建築審査会の3週間前まで（包括同意基準案件は事前相談終了後適宜）

- ・許可申請書第43号様式に、必要書類を添付して提出してください。  
添付書類：事前相談・許可申請書添付書類チェックリスト参照
- ・A4判ファイル綴じで正・副・消防用で計3部提出してください。
- ・手数料：160,000円

## 建築審査会までの流れ

### <案件確定会議> 原則第4水曜日開催

- ・翌月の建築審査会に付議できるかを判断します。
- ・提出図書
  - ①建築審査会用図書(案) 1部（A3判、「包括同意基準に該当しない許可を受ける方へ」参照）
  - ②許可申請概要書 1部

### <建築審査会用図書の提出> 建築審査会の10日前まで

- ・提出図書
  - ①建築審査会用図書 8部（A3判、8部のうち2部は傍聴用）※傍聴用は個人情報を消すこと
  - ②許可申請概要書 8部

### <建築審査会> 原則月一回開催

- ・建築審査会において審議します。

### <道路状空地の整備確認>

- ・道路状空地の整備を要すものは、原則許可申請の前に、擁壁・塀・門扉等の構造物を撤去したうえで、整備状況を現地写真により報告してください。

### <許可（許可通知書交付）>

- ・審査及び事務処理（消防の同意、決裁等）の後、許可通知書を交付します。
- ・許可通知書は建築確認申請の際に、申請書に添付して確認申請窓口へ提出してください。
- ・なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。